

歯科診療報酬について④

安全で安心できる歯科医療を提供する環境の整備に向けた取組について

第1 安全で安心できる歯科医療を提供する上での課題

- 1 歯科の外来診療においては、①誤嚥等のおそれのある細小な根管治療器具等の歯科治療機材やインレーやクラウン等の歯冠修復物が多用されていることや、②処置に伴い局所麻酔を行う事例が多いこと、③高齢社会の進展等に伴い、全身状態の把握・管理が必要な患者に対する歯科診療の機会が増大していること等から、歯科診療時の偶発症のリスクが高まることが予想されている。さらに、④リスクを高める観血的な処置を行う機会も多い。
(参考資料 13 頁)
- 2 このため、こうした歯科診療の特性を踏まえ、歯科の外来診療において、安全で安心できる歯科医療を提供する体制の確保がより重要となってきた。(参考資料 14 頁)
- 3 なお、平成 18 年 6 月の医療法改正により、全ての医療機関に対し、各種の医療安全対策を講ずることが義務付けられた。具体的には、医療に係る安全管理のための指針の整備、職員研修の実施、院内報告制度の整備に加え、院内感染対策、医薬品・医療機器の安全使用のための体制の確保が必要とされている。

第 2 現行の診療報酬上の評価

大学歯学部附属病院及び病院歯科等における入院医療については、入院患者にとってより安全で効果的な入院医療の提供を一層促進させる観点から医療安全対策加算を新設し、医療安全対策に係る取組を評価している。

A224 医療安全対策加算（入院期間中 1 回 入院初日に算定） 50 点
医療安全部門に所属する専従の医療安全管理者が医療安全に係る状況を把握し、その分析結果に基づいて、医療安全確保のための職員研修や各部門における医療安全管理の担当者への必要に応じた支援等医療安全確保のための業務改善等を継続的に実施し、その結果を記録している場合に算定できる。

第 3 論点

歯科の外来診療において、患者にとって安全で安心できる総合的な歯科医療環境の整備に向けた取組の評価を検討してはどうか。